

告 示

埼玉県告示第千七十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、新座市から新座市の区域内において行われる新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

新座市（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室

新座市まちづくり計画課

所沢市環境政策課

朝霞市まちづくり推進課

志木市都市計画課

富士見市まちづくり推進課

三芳町都市計画課

東京都清瀬市まちづくり課

二 縦覧の期間

平成二十八年八月三十日（火）から平成二十八年九月十三日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）